

「江東区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」を改定

今後の方向性に対する意見を募集

区立幼稚園については、保護者ニーズの変化に伴う園児数の減少等を踏まえ、平成30年度に「江東区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」および実施計画を策定しましたが、将来推計を上回るペースでの園児数の減少や、3歳児保育への高いニーズ等を踏まえ、改定を行いました。

改定した今後の方向性は次のとおりです。

- 3歳児保育
- 3歳児からの就園機会を確保するため、現在実施園がない城東地域において、なでしこ幼稚園（北砂5-20-7-102）で令和5年度から実施します。
- なお、当該地域の保育所待機児童の状況から、長時間の預かり保育は実施しません。

廃園一覧

園名	所在地	実施時期
第一亀戸幼稚園	亀戸2-5-7 第一亀戸小学校内	令和7年3月末
東砂幼稚園	東砂4-20-1	令和8年3月末
大島幼稚園	大島5-38-1	令和9年3月末

※廃園する園は、周辺の区立・私立幼稚園との立地関係、保育室数等の設備上の課題、在園児数や所在地区の将来的な幼児人口の推計等を総合的に検討して選定しています。

○認定こども園への転換の見直し

※廃園する園は、周辺の区立・私立幼稚園との立地関係、保育室数等の設備上の課題、在園児数や所在地区の将来的な幼児人口の推計等を総合的に検討して選定しています。

令和4年度リニューアルオープン 区営東陽二丁目駐車場

定期利用者を募集

令和4年4月1日(金)からの定期駐車利用者を次のとおり募集します。

【利用期間】令和4年4月1日、令和9年3月31日(この間毎年1回確認更新の手続きを実施)

【所在地】教育センター地下1階(東陽2-3-16)

【募集台数】90台(申込は1世帯1台で、多数の場合は公開抽選。結果は申込者全員に通知します)

【駐車料金】月額30,000円(予定)

【利用条件】下表のとおり※条件をすべて満たすことが必要です。

【締切】12月22日(水) 必着

【申請】経理課管財係(区役所4階2番)にある申込書(区ホームページからも入手可)に記入し、〒135-883区役所経理課管財係へ郵送または窓口で

【利用条件】

申込資格	駐車可能な車
東陽二丁目駐車場から半径2km以内に居住し、申込者本人が車を所有している方	・普通自動車、小型自動車、軽自動車(二輪車を除く)※トラック不可 ・全長5m以下、高さ2m以下、全幅2m以下の車 ・個人が所有している車(法人所有および営業の車は利用できません)

【申請】経理課管財係

〒135-883区役所経理課管財係へ郵送または窓口で

TEL (3647)9051
FAX (3647)9693

保育所待機児童の解消に資するため、区立幼稚園を認定こども園へ転換することを検討していましたが、区内保育所待機児童数が大幅に減少し、今後大幅な増加が見込まれないことから、検討を取りやめます。

意見募集

今回改定した区立幼稚園の今後の方向性に対する意見を募集いたします。

いただいたご意見等は、後日集約のうえ、区としての考え方と合わせて公表します。

※意見に対する個別回答は行いませんのでご了承ください。

【基本方針の閲覧場所】
こうとう情報ステーション(区役所2階)、学務課幼稚園係(区役所6階2番)、区ホームページ【募集期限】12月17日(金)

【提出方法】①氏名②住所③ご意見を記入し、ファクスで学務課幼稚園係へ※区ホームページからも提出可

TEL (3647)9703
FAX (3647)9053

江東区のふるさと納税

さまざまな事業へ活用

募集中

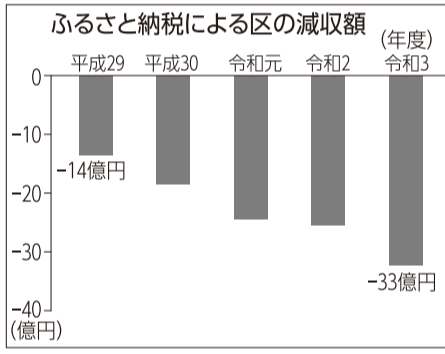
区では、「こうとう伝統と未来の応援寄附金」として、区内・区外を問わず皆さんからご寄附をいただいています。しかし、令和3年度はふるさと納税により33億円もの減収の見込みとなっており、平成29年度と比較すると2倍以上にもなります。

「こうとう伝統と未来の応援寄附金 活用事業」

○「こうとう伝統と未来の応援寄附金」を活用して、区内・区外を問わず皆さんからご寄附をいただいています。しかし、令和3年度はふるさと納税により33億円もの減収の見込みとなっており、平成29年度と比較すると2倍以上にもなります。

「こうとう伝統と未来の応援寄附金 活用事業」

○「こうとう伝統と未来の応援寄附金」を活用して、区内・区外を問わず皆さんからご寄附をいただいています。しかし、令和3年度はふるさと納税により33億円もの減収の見込みとなっており、平成29年度と比較すると2倍以上にもなります。



区は、自分を育ててくれた「ふるさと」や地方公共団体のさまざまな取り組みを応援する気持ちを税制度を通じて形にする、ふるさと納税本来の趣旨を踏ま

「ふるさと」や地方公共団体のさまざまな取り組みを応援する気持ちを税制度を通じて形にする、ふるさと納税本来の趣旨を踏ま

「ふるさと」や地方公共団体のさまざまな取り組みを応援する気持ちを税制度を通じて形にする、ふるさと納税本来の趣旨を踏ま

給与支払報告書の提出はeLTAX(エルタックス)で

提出締め切りは1月31日(月)

令和4年1月1日現在に給与の支払い者であり、給与所得に応じた源泉徴収をする義務のある事業者等は、令和4年1月31日(月)までに給与支払報告書を提出する必要があります。

給与支払報告書は書面による提出のほかインターネットによる提出も可能です。

「ふるさと」や地方公共団体のさまざまな取り組みを応援する気持ちを税制度を通じて形にする、ふるさと納税本来の趣旨を踏ま

「ふるさと」や地方公共団体のさまざまな取り組みを応援する気持ちを税制度を通じて形にする、ふるさと納税本来の趣旨を踏ま

策

区民の安全・安心そして生活を守るため、患者搬送体制や入院受入体制の強化、自宅療養者への食事サポート等に活用。

○無料学習支援教室

経済的事情により塾へ通えない子どもたちへの無料学習支援教室の運営経費に充て、「まなび」の場を通じて、一人でも多くの子どもたちが笑顔であふれるような明るい未来となるために活用。

○がんになっても「生きがい」を持つ

がんに関する不安や悩みを抱える人たちが「生きがい」を持ち続けるため、認定NPO法人「夜間相談事業」に活用。

○障害者スポーツ振興

江東区を「パラスポーツの盛んなまち」にするため、「みんなスポーティブエスタ」の開催経費に充て、多くの方にパラスポーツの魅力を伝えるために活用。

他にも、次の目的のために寄附することができます。

①学校教育②子育て支援③高齢者福祉④障害者福祉⑤環境対策⑥水とみどりのまちづくり⑦防災対策⑧健康増進⑨地域振興⑩

スポーツ振興⑩その他

税金の控除

区への寄附はふるさと納税として税制上の「寄附金税額控除」の対象となり、手続きを行うことにより、税の控除を受けることができます。詳細は区ホームページをご確認ください。

寄附の申込方法

課税課税係(区役所5階6番)にある申出書(区ホームページからも入手可)に寄附したい事業など必要事項を記入し、〒135-883区役所課税課税係へ郵送、ファクス、メールまたは窓口で

※後日、寄附金額を記載した納付書を送付します。お手元に届いたら、近くの公金取扱金融機関で納付をお願いします。

【寄附金の手続きに関する】課税課税係

TEL (3647)8093
FAX (3647)4822

【寄附金の活用に関する】財政課予算担当

TEL (3647)1760
FAX (3647)9345

提出が義務付けられていますのでご注意ください。

また、まだeLTAXを利用していない給与支払者あてに令和4年度用給与支払報告書の総括表を11月30日に送付しています。eLTAX等による提出義務の有無を確認のうえご利用ください。eLTAXの利用についての詳細はeLTAX地方税ポータルシステム(HP <https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

【課税課】

TEL (3647)800112
FAX (3647)4822